

市第67号議案 横浜市学校給食費の管理に関する条例の一部改正について

令和3年度からの中学校給食（デリバリー型）の実施にあたり、横浜市学校給食費の管理に関する条例を一部改正し、「ごはん・おかず・汁物・牛乳（以下「フルセット」という。）」の給食費（※）の上限額を日額330円とします。

※中学校及び義務教育学校後期課程における学校給食費（保護者負担額）

1 「中学校給食費」の考え方

現在のハマ弁の保護者負担額（340円）には製造業者の人件費の一部（70円）も含まれますが、学校給食法上の給食となると、学校給食費は原則食材費相当額となります。製造業者の人件費分の額を食材費に充当することで、現在の保護者負担額（340円）を増やすことなく、国産比率の向上や地産地消の推進を含む、食材の充実を図るよう検討してまいりました。

【参考】現在のハマ弁の保護者負担額

1食あたり：340円（うち食材費 約270円） ※フルセット

⇒学校給食法上の給食に位置付ける事により、「保護者負担額（現：340円）」と「食材費（現：270円）」を同額にします。

2 「中学校給食費」の検討項目 ※詳細は別紙参照

観点	検討項目	望ましい中学校給食費	現行食材費からの増額
1	国産比率80%以上、地産地消の推進	30円程度の増額が必要	+30円
	食材の充実、多彩なメニューの提供	20円程度の増額が必要	+20円
	今後の物価変動リスク	4%程度（10円程度）の余裕が必要	+10円
2	小学校給食費との比較	330円 ※小学校給食費（270円）の1.3倍	—
3	近隣他都市との比較	330円 ※県内相模原・鎌倉・藤沢の価格	—
4	牛乳の利用促進	現在、牛乳無しのセットを300円で利用している生徒（約5割）に対してフルセットを推奨する際は負担増につながるため、少しでも減額されることが望ましい。	—

⇒以上の検討項目を考慮し、令和3年度からの中学校給食（デリバリー型）の給食費は、日額330円（フルセット）とします。

⇒アレルギー等で牛乳を飲めない場合は、牛乳の価格55円を引いた額を徴収します。

【参考】ハマ弁（フルセット）と中学校給食（デリバリー型）の金額比較

	ハマ弁	中学校給食	差額
食材費	270円	330円	+60円
保護者負担額	340円		-10円

食材費を60円増額しながら、保護者負担額は10円の値下げとなります。

3 今後のスケジュール

- 12月～ 第4回市会定例会 「横浜市学校給食費の管理に関する条例の一部改正」
「横浜市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正」（市長決裁）
- 1月～3月 新入生保護者説明会等を通じた中学校給食の周知・広報
- 4月～ 中学校給食（デリバリー型）の提供開始

観点1 (1) 国産比率・地産地消の推進について

ハマ弁の食材は、できるだけ国産を使用するように努めていますが、現状では6割程度です。また、仕入れの関係で、市内産の野菜など食材を特定するような調達はできていません。

【ハマ弁の国産比率・地産地消について（現状・農水省の目標）】

	国産食材の使用割合	地場産（県内産）物の使用割合
ハマ弁	59% (令和元年度)	—
横浜市 小学校給食	84% (令和元年度)	11%
学校給食において国が設定した目標	80%以上 (令和2年度目標)	30%以上 (令和2年度目標)

⇒ハマ弁の製造業者に対するヒアリングから、食材費を約30円上乘せすることで、国産比率を80%近くにすることができる見込みです。

⇒令和3年度給食調理・配送等業務の公募において、可能な限り国産、地場産の食材を調達していただくことを事業者に求めています。例えば、年に1～2回、地場産デーを実施するなど、地産地消の取組を推進します。

観点1 (2) 多彩なメニューの提供（献立の充実）について

食材費を上乘せすることで、より質の高い食材が活用できることや、今まで提供できなかったメニューを提供できるなど、生徒に選ばれる給食を提供することを目指します。

【食材費が上乘せされることによる献立の充実イメージ】

献立・使用食材	現在の食材費（270円）	食材費の上乘せ（+20円）
牛肉の使用	月0～1回	月2～3回
温かいおかず	提供無し	温かい主菜（レトルト）の開発
デザート	果汁ゼリー ミックスフルーツ（30g）	果肉入りゼリー ミックスフルーツ（80g）

⇒ハマ弁の製造業者に対するヒアリングから、食材費を約20円上乘せ（国産比率の向上含むと50円）することで、多彩なメニューの提供や質の高い食材を活用できる見込みです。

観点1 (3) 食材の物価変動状況について

消費者物価指数について、これまでの推移を確認すると、平成27年を100として、令和元年で食料が104.3、生鮮食品が104.9に上昇しています。

【主要食材の物価変動状況（総務省：2015年基準消費者物価指数より抜粋）】

年 月	原				数					
	総合	生鮮食品を除く総合	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合	食料	生鮮食品	生鮮食品を除く食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品
ウエイト	10000	9586	8802	6713	2623	414	2209	2087	745	348
指数										
2015年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2016	99.9	99.7	100.6	100.3	101.7	104.6	101.2	99.9	92.7	99.6
2017	100.4	100.2	100.7	100.3	102.4	104.3	102.1	99.7	95.2	99.1
2018	101.3	101.0	101.0	100.4	103.9	108.3	103.1	99.6	99.0	98.0
2019	101.8	101.7	101.6	100.8	104.3	104.9	104.2	99.8	101.3	100.2

⇒今後の物価変動リスクを踏まえると、保護者負担額の4%程度（10円程度）の余裕を持たせることで、安定した食材調達が可能となります。

観点2 横浜市の小学校給食費との比較

横浜市の小学校給食費は、年額 50,600 円（特別支援学校の中学部は年額 62,700 円）であり、1食当たり約 270 円となっています。中学生になると食材量が 1.3 倍に増加（牛乳を除く）しますので、金額に換算すると、1食あたり約 330 円（年 188 回実施の場合）となります。

観点3 他都市の中学校給食費（デリバリー型）との比較

比較的食材の物価に近い、神奈川県内の 3 自治体は 330 円、関西圏では 310 円の自治体が多い傾向があります。

【他都市の中学校給食費（デリバリー型）一覧】

都市名	提供内容	金額（牛乳付き）
横浜市（ハマ弁）	主食・副食・汁物・牛乳	340 円
相模原市	主食・副食・牛乳（汁物付きの日もあり）	330 円
鎌倉市	主食・副食・汁物・牛乳	330 円
藤沢市	主食・副食・汁物・牛乳	330 円
京都市	主食・副食・牛乳	310 円
堺市	主食・副食・牛乳（汁物付きの日もあり）	310 円
神戸市	主食・副食・牛乳（冬場など汁物付きの日もあり）	340 円⇒170 円 ※半額助成

観点4 牛乳の利用促進について

学校給食に位置付けると、「学校給食摂取基準」に基づいた献立を提供することになり、「カルシウム」、「鉄」など不足しがちな栄養素については給食で出来るだけ摂取するよう高い基準となっています。牛乳を付けることで、食育の観点からも望ましいエネルギー量や各栄養素をバランス良く摂取することができるため、アレルギー対応が必要な生徒などを除き、原則、牛乳付のフルセットを提供していきたいと考えております。

⇒現在のハマ弁の販売価格は、牛乳付フルセット：340 円、牛乳無し：300 円、牛乳単品：60 円となっています。現在、牛乳無しのセットを 300 円で利用している生徒（約 5 割）に対してフルセットを推奨する際は負担増につながるため、少しでも減額されることが望ましいと考えます。

※中学校給食の保護者負担額を 330 円とした場合の各セットの価格
牛乳付フルセット：330 円 牛乳無し：275 円 牛乳単品：55 円

○横浜市学校給食費の管理に関する条例改正（案）

平成22年12月24日

条例第45号

横浜市学校給食費の管理に関する条例をここに公布する。

横浜市学校給食費の管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、横浜市（以下「市」という。）の設置する学校において、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。以下「特別支援学校給食法」という。）第3条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「学校給食費」とは、法第11条第1項に規定する経費以外の法第3条第1項に規定する学校給食に要する経費及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食に要する経費をいう。

（学校給食の実施）

第3条 市は、市の設置する学校のうち規則で定める学校において、学校給食（法第3条第1項及び特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食をいう。以下同じ。）を実施するものとする。

（学校給食費の徴収）

第4条 市長は、学校給食を受ける幼児、児童又は生徒（以下「幼児等」という。）の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）から学校給食費を徴収する。

（学校給食費の額）

第5条 学校給食費の額は、学校給食を受ける各幼児等の保護者等につき、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部にあっては年額50,600円を、中学校及び義務教育学校の後期課程にあっては日額330円を、特別支援学校の幼稚部、中学部及び高等部にあっては年額62,700円をそれぞれ超えない範囲内において規則で定める額とする。

（平30条例33・一部改正）

（学校給食費の減額）

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額することができる。

（学校給食費の納付）

第7条 学校給食費は、規則で定める日までに納付しなければならない。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成24年3月規則第32号により同年4月1日から施行)

附 則 (平成30年3月条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市学校給食費の管理に関する条例の規定は、平成30年9月分以後の月分の学校給食費（横浜市学校給食費の管理に関する条例第2条に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）について適用し、同年7月分以前の月分の学校給食費については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○横浜市学校給食費の管理に関する条例施行規則

平成24年 3月30日

規則第35号

改正 平成28年 3月25日規則第36号

平成30年 4月 5日規則第45号

平成31年 3月25日規則第18号

横浜市学校給食費の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

横浜市学校給食費の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市学校給食費の管理に関する条例（平成22年12月横浜市条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(給食実施校)

第3条 条例第3条に規定する規則で定める学校は、横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）別表の1の表に定める小学校（横浜市立新井小学校桜坂分校を除く。以下「小学校」という。）、同条例別表の3の表に定める義務教育学校（前期課程に限る。以下「義務教育学校」という。）及び同条例別表の5の表に定める特別支援学校（横浜市立浦舟特別支援学校、横浜市立日野中央高等特別支援学校及び横浜市立二つ橋高等特別支援学校を除く。以下「特別支援学校」という。）とする。

(平28規則36・一部改正)

(学校給食費の額)

第4条 条例第5条に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

(学校給食費の納付期限等)

第5条 条例第7条に規定する規則で定める日は、幼児、児童又は生徒が学校給食を受ける年度の5月から翌年3月までの毎月末日とする。

2 前項に規定する各納付期限における納付額については、市長が定める。

3 市長は、第1項に規定する納付期限により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができる。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月規則第36号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月規則第45号）

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（平成31年3月規則第18号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条）

（平28規則36・平30規則45・平31規則18・一部改正）

保護者等の別	年額
特別支援学校の幼稚部の幼児の保護者等	46,750円
小学校、義務教育学校及び特別支援学校の小学部の児童並びに特別支援学校の中学部及び高等部の生徒（特別支援学校の小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。）の保護者等	50,600円
特別支援学校の中学部及び高等部の生徒（特別支援学校の小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒を除く。）の保護者等	62,700円